

令和4年7月13日

高等裁判所事務局長 殿

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第二課長 川瀬孝史

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 市原志都

音声認識システムの運用停止について（事務連絡）

音声認識システムについては、平成21年度の裁判員制度の導入に伴い、評議において、裁判員等が法廷における証言内容等を確認する必要が生じた場合に、映像、音声及び音声の認識結果をリンクさせたデータによって迅速に証言内容等を確認するためのツールとして導入し、これまで運用しているところです。

評議の場で証言内容等について映像や音声を確認するために、これを記録化する必要があることに変わりはありませんが、裁判員制度の施行から10年以上経過して、裁判官、検察官及び弁護人が裁判員裁判の運用に習熟し、重要な部分を三者ができる限り共有し、その重要な部分について法廷で心証をとれる分かりやすい審理となるように工夫がされ、その結果、評議の場で証言内容等の検索ツールとして同システムを利用する頻度は低くなっていることがうかがえるため、令和6会計年度中の現行機器のリース期限の到来をもって運用を停止することとしたのでお知らせします。

なお、同システムの運用停止後は、ビデオカメラによって裁判員法65条1項に規定される映像及び音声の記録を行い、評議の場で証言内容等を確認する際にはこの記録を利用することとなります。また、同システムにより作成した音声と認識結

果をリンクさせたデータについて、検察官及び弁護人の要望に基づき、裁判体の判断で便宜供与しているところ、同システムの運用停止後は、デジタル録音機で録音した音声データを提供することとなります。これらの具体的な運用については今後検討を行っていく予定です。

については、所属の職員（裁判官を含む。）に対し、別添のお知らせ文書を回覧する等の方法により、この旨を周知してください。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。